

個人情報取扱事務委託基準

(平成8年9月30日制定)

(平成12年4月1日一部改正)

(平成17年3月25日一部改正)

(平成23年1月13日一部改正)

(平成27年11月27日一部改正)

(令和5年4月1日一部改正)

1 趣旨

この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4－8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針を踏まえ、府が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるものとするため、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託する場合の取扱いを定める。

2 委託

1の「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託」とは、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに依頼するすべてのものをいい、電子計算機に係るパンチ委託などのほか、印刷、筆耕、翻訳、文書の廃棄等の委託契約、また、公の施設の管理や収納等の契約も含まれる。

ただし、府の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合（地方自治法第252条の14から第252条の16）は含まれない。

3 委託に当たっての留意事項

(1) 委託先に提供する個人情報

委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的を達成するために必要最小限度のものとする。例えば、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。

(2) 個人情報取扱特記事項の策定

契約に先立ち、委託事務の内容や取り扱う個人情報の内容、記録媒体の実態等に応じ、委託先が個人情報の保護について遵守すべき事項を十分に検討し、別紙「個人情報取扱特記事項（例）」を参考に、当該委託事務における個人情報保護のための特記事項（以下「個人情報取扱特記事項」という。）を定めること。

(3) 委託先の選定

委託先は、個人情報取扱特記事項を遵守できるものを慎重に選定すること。

(4) 個人情報取扱特記事項の周知徹底

入札の方法による契約にあつては入札の前、また、随意契約にあつては見積書を徴収するときに、相手方に対し、法に基づき受託者は漏えい、滅失の防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務があることを十分に説明し、個人情報取扱特記事項の内容の周知徹底を図ること。

(5) 委託先への明示

委託契約の相手方に対し、委託事務の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。

(6) 再委託等

委託先が委託事務を再委託する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合及び再委託先が再々委託を行う場合以降を含む。）にあつては、実施機関の承認を必要とし、その諾否の判断にあつては、再委託先（再々委託先以降を含む。）においても個人情報取扱特記事項を遵守することを確認した上で行うこと。

(7) 委託先等への監督

ア 委託先に対して、個人情報取扱特記事項の遵守の状況について、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として現地検査により定期及び必要に応じ随時に調査し、報告を求めるなど、適切に監督を行うこと。

イ 再委託が行われた場合には、委託先に対して、再委託先に個人情報取扱特記事項を遵守させるとともに、必要に応じて、委託先を通じて又は実施機関自らが再委託先に対してアの監督を行うこと。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(8) 情報漏えい時等の対応

委託先において情報漏えい等が発生した場合は、直ちに状況を把握し、当該委託先とともに、被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じること。また、当該委託先に対して、個人情報の適正管理に関しての指導を行い、事実関係、再発防止策等が記載された報告書の提出を求めること。なお、再委託先（再々委託先以降を含む。）において情報漏えい等が発生した場合も同様とする。

4 契約に当たっての措置

委託契約を締結するに当たっては、契約書等において、個人情報の保護に関する規定を明記し、個人情報取扱特記事項を追記あるいは添付するものとする。

契約書等の書面を作成しない契約の場合には、個人情報取扱特記事項を契約事項として受託者に書面で交付するものとする。